



令和7年12月発行 No. 7-14

埼玉県中央家畜保健衛生所
電話：048-663-3071
緊急：090-2757-1650
Fax：048-666-8731
メール：m633071@pref.saitama.lg.jp

家畜衛生だより

年末・年始、春節に向けた防疫対策強化を！

年末・年始、春節の期間は海外への渡航者が増加することが予想され、家畜伝染病の病原体が国内に持ち込まれるリスクが高まります。

衛生管理区域への立入制限、農場の消毒を徹底するほか、御自身を含む関係者におかれましては、家畜伝染病発生地域への渡航を自粛してください。

引き続き防疫対策を徹底し、家畜伝染病の発生の防止に努めましょう。

家畜伝染病予防法施行規則の改正及び 飼養衛生管理基準及び防疫指針の変更について

主な変更点は以下のとおりです。

家畜伝染病予防法施行規則

- 農場を分割管理する際は家保の確認が必要です。

飼養衛生管理基準及び防疫指針

- 飼養衛生管理マニュアルに農場平面図を記載するよう変更になりました。
平面図には衛生管理区域や出入口、消毒設備を明記する必要があります。

詳細については農林水産省ホームページをご確認ください。



農林水産省ホームページ
「飼養衛生管理基準について」



農林水産省ホームページ
「特定家畜伝染病防疫指針について」

埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）

TEL: 048-663-3071

（24時間、土日祝日も受付）

